

# 山口県報

平成29年  
7月11日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院の認定(医療政策課).....
- 保安林の指定(森林整備課).....
- 公告  
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....
- 公共測量の実施(二件)(監理課).....
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 人委規則  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....



### 山口県告示第二百六十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
光風園病院		下関市長府才川二丁目二番二号		平成三二、八、三一	

### 山口県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 保安林の所在場所

岩国市由宇町神東字相地九五三の一、九五三の二、九五五、九五七、九五八、九六〇、九六三の一、二一三九、二一四四、二三一六、二七七〇、二七七一、字上箱九五三の三、字信ヶ廻九六一、字延ヶ迫二七八二、二七八五、二七八六  
周南市大字大津島字近江三五六の一、字淵ヶ浴一一七八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市由宇町神東字相地九六三の一・二七七〇・二七七一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字大津島字近江三五六の一・字淵ヶ浴一一七八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二〇四) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一〇二四六八	美津安 (全和黒一四七六一)	黒毛和種	平成二一、 六、三〇	山口県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター
一〇二四四	生美治 (全和黒一四八七〇)	〃	平成二二、 一〇、二五	〃	〃	〃
一三三四五	百合美津福 (全和黒原五六八二)	〃	平成二四、 七、二三	広島県	〃	〃
一三三四二五	関操久 (全和黒原五六八三)	〃	〃	山口県	〃	〃
一三三四七三	勝海 (全和黒原五七九七)	〃	平成二五、 六、一一	〃	〃	〃
一三三五四四	照平峰 (全和黒原五八八三)	〃	〃	〃	〃	〃
一三三五五五	〃	〃	一一、二二	〃	〃	〃
一三三五四九	関平福 (全和黒一五〇九八)	〃	〃	〃	〃	〃
一四〇八五	高春久 (全和黒一五一四七)	〃	平成二六、 三、二〇	〃	〃	〃
一三三八二七	美河百合 (全和黒一五一四八)	〃	〃	〃	〃	〃
一四八四〇	義海 (全和黒一五二六四)	〃	平成二七、 七、一五	〃	〃	〃
一三三五六九	久野松 (全和一五子受卵山黒一三五六 九二九一四四)	〃	〃	〃	〃	〃
一四二四六八	生高豊 (全和無八九)	無角和種	平成二一、 三、一三	〃	二級	〃

(二〇五) 公共測量の実施  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありま  
 した。

一四二四〇一	秋幸	その他	平成二〇、 二九	〃	〃	〃	〃	〃
一四二四六二	良志福	〃	平成二四、 三、三〇	〃	〃	〃	〃	〃
一〇八五八二	萩太郎	〃	平成二五、 五、二六	〃	〃	〃	〃	〃
六九五五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一四二四八五	幸太郎	〃	平成二七、 二	〃	〃	〃	〃	〃

平成二十九年七月十一日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類  
 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域  
 周南市大字久米

三 作業の期間  
 平成二十九年六月二十八日から平成三十年二月二十八日まで

(二〇六) 公共測量の実施  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありま  
 した。

平成二十九年七月十一日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類  
 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

三 下松市大字末武下及び大字西豊井  
作業の期間

平成二十九年七月三日から平成三十年三月三十日まで

(二〇七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字鳴子田、字藤尾及び字鳥越

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地

西日本ステンレス鋼線株式会社



職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十三号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの」を「養子縁組里親である者」に、「同条第二項」を「同条第一号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年七月十一日  
印刷發行

發行人所

山口縣知事  
山口市